

子ども家庭福祉人材の専門性確保  
ワーキンググループ  
第9回議事録

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

## 第9回子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ 議事次第

日 時：平成29年11月14日（火）12:58～15:14

場 所：中央合同庁舎5号館専用第22会議室（18階）

### 1. 開 会

### 2. 議 事

(1) 新しい社会的養育ビジョンを受けた児童相談所及び一時保護の見直しについて

- ・一時保護ガイドライン
- ・児童相談所運営指針の見直し
- ・都道府県推進計画の見直し事項（児童相談所・一時保護）

(2) その他

### 3. 閉 会

○結城課長補佐 定刻よりも少し早いですが、構成員の皆様がそろわれましたので、ただいまから第9回「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」を開催いたします。

構成員の皆様方には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本日、安部構成員、衣斐構成員、田中構成員、藤林構成員、八木構成員、山本構成員から御欠席の御連絡をいただいております。

それでは、これより先の議事は山縣座長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○山縣座長 皆さん、こんにちは。よろしく申し上げます。

夏のような格好の人から、真冬のようなコートを着ている人まですごく多様な服装ですが、今から2時間ぐらい、前回と同じように皆さん方の意見を十分聞いて、できるだけガイドラインに反映する作業をやっていきたいと思っております。

早速ですが、資料の確認からお願いをしたいと思います。

○結城課長補佐 それでは、資料の確認をさせていただきます。

配付資料は右上に番号を付しておりますが、資料1～3と参考資料が1種類、それから構成員提出資料としまして、①と書いてあるものが3分冊、②が1分冊となっておりますので、御確認いただければと思います。

資料の欠落等がございましたら、事務局までお申しつけください。

また、カメラの撮影はここまでとさせていただきます。

以上でございます。

○山縣座長 資料に過不足がありましたら、進行の途中ででも結構ですので、お申し出ください。よろしく申し上げます。

この間、膨大な御意見をまとめて提出いただきまして、ありがとうございました。それを含め、前回のものを事務局で修正していただいております。当然、意見がいろいろありますので、全てがそのままになるわけではないのですが、とりあえず現在の状況について、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

○結城課長補佐 一時保護ガイドラインについて説明させていただきます。

一時保護ガイドラインについては、前回のワーキンググループで骨子案をお示しし、御議論いただいたところでございます。事務局において骨子から内容を膨らませる作業を行うに当たり、構成員の皆様から記載すべき内容等についてさらに御意見をいただいたものを構成員資料②に掲載させていただいております。このいただいた御意見も踏まえまして、事務局で一時保護ガイドライン素案を整理したものが、資料1～2でございます。

また、この素案を事前に各構成員の皆様にご確認いただきまして、事前に素案に対する御意見をいただいたものを構成員提出資料①の3分冊のものに掲載してございます。当初、構成員の皆様には、項目ごとに御意見を事務局で取りまとめるというお話をさせていただいたのですが、結果的にそのようなまとめ方が難しかったため、各構成員の御意見

としてそれぞれ掲載させていただきましたので、御容赦いただければと思います。

資料1-1は素案の項目のみを整理したものでございますが、全体構成としましては、初めに「ガイドラインの目的」、一時保護共通事項として「一時保護の目的と性格」、「一時保護所の運営」、「委託一時保護」、それから、前回の骨子案ではなかった「一時保護生活における子どもへのケア、アセスメント」を最後に加えたものとなっております。

資料1-2について簡単に御紹介いたします。

まず1ページ「ガイドラインの目的」でございます。一時保護は、子どもの安全確保と権利保障を直ちに両立させることが難しい面が多いこと。また、一時保護においては、子どもに安心感をもたらすような十分な共感的傾聴を基本とした個別化された丁寧なケアが不可欠であること。こうした観点が重要である一方で、一時保護については、ケアに関する自治体間格差などの課題が指摘されていること。28年児童福祉法等改正法では、子どもが権利の主体であることであったり、家庭養育優先の理念、一時保護の目的が明確化され、新しい社会的養育ビジョンでは、この28年改正法の基本的考え方を踏まえ、一時保護の見直しの必要性が提示されたこと。最後に、このビジョンにおける理念を関係者が共有し、各自治体がこうした考え方を踏まえ、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることにより、一時保護において、全国どこにいても子どもの権利が保障され、ケアの質が確保されるようにするために、本ガイドラインを示すものとしてございます。

次に、3ページから4ページにかけて「一時保護の機能」でございます。一時保護の有する機能は、緊急保護とアセスメントの2つで、これらはいくまで機能が異なるだけであり、両者が時期的に並行することもありますとしています。一時保護の機能として、このほか、他の方法による援助が困難または不適當であると判断される場合などに活用する短期入所指導があるとしております。

4ページ「緊急保護の在り方」でございます。緊急保護を行う必要がある場合として、棄児、迷子等現に適切な保護者または宿所がないため、緊急にその子どもを保護する必要がある場合であったり、虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合などとしております。

それから、閉鎖的環境での緊急保護の期間は、子どもの安全確保のために要する必要最小限とし、開放的環境において子どもの安全確保が可能であると判断される場合は、速やかに開放的環境に子どもを移すことを検討する。

5ページになりますが、子どもの安全を確保するため、閉鎖的環境での緊急保護が長期化する場合は、閉鎖的環境における緊急保護の必要性を児童相談所の判定会議等において慎重に検討した上で、児童相談所長が閉鎖的環境における緊急保護を継続する旨を決定するとしております。

同じく5ページ目で「アセスメントのための一時保護の在り方」でございます。アセスメントのための一時保護は、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合に行うとしております。子どもの安全確保を目的とした緊

急保護後に引き続いて、または緊急保護と並行して行われるものと、緊急保護ではないが、家庭環境や児童福祉施設等における養育環境から離れた環境下でアセスメントを行う必要があるものに分けられるとしております。アセスメント保護においても、閉鎖的環境が子どもの安全確保のために必要な場合は、閉鎖的環境において行うことが想定されるとしております。

6 ページ「子どもの権利保障」でございますが、一時保護においても子どもの権利が守られていることが重要であり、子どもの権利に関して子どもによく説明することであったり、閉鎖的環境、開放的環境、いずれにおける保護であっても、子どもの安全確保と権利制限については常に子どもの利益に配慮してバランスを保ちつつ判断を行うことなどについて記載してございます。

26 ページ以降は「一時保護生活における子どもへのケア、アセスメント」です。細かい説明は省略させていただきますが、「一時保護時のケアの原則」に始まり、一時保護が決まってから一時保護初期まで、一時保護中、一時保護解除時まで、各段階におけるケアの留意点などについて記載してございます。

以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。ちょっと追いかけるのが大変でした。ごめんなさい。

一応、今までの意見を2段階、前回からの意見と、一度それを含めて修正したものに関する意見を踏まえまして、現在のような素案となっております。

本日御欠席で意見を提出していただいている方が3名いらっしゃいます。その方の御意見について、意見を特定の構成員に委託された方が2名いらっしゃいます。1名は特に委託先はありませんということですので事務局から御説明いただきたいと思うのですが、最初に、藤林構成員の意見につきまして、奥山構成員、大丈夫ですか。順番は特にこだわらないのですが、いいですか。

○奥山構成員 こちらが先ですか。私は自分のほうを先に言うのだと思っていたので。

○山縣座長 ごめんなさい。先に出席の構成員でやると、盛り上がって、なかなかそこまで行けない可能性があるもので、事前にいただいている方は先に御意見を聞いておこうと思います。

○奥山構成員 そうしましたら、藤林構成員の63ページになります。その中でも重要なところを読み上げてほしいということで依頼されています。

特に、まず、一時保護の目的が、児童福祉法上、今まで明確ではなかったことで、結果的にいろいろな子どもが入所させられることになっていた。

○宮腰虐待防止対策推進室長 申しわけありません。まだ資料がわかっていない方が。構成員提出資料①-1の63ページをごらんいただければと思います。失礼いたしました。

○奥山構成員 64ページに書いてあります。

要するに、目的が明確になっていなかったもので、いろいろな子どもが入所させられてい

たが、今回、児童福祉法上で「児童の安全の迅速な確保または児童の心身の状況、その置かれている環境その他状況を把握するために」と規定されたので、そこは明確にきちんとされたほうがいい。この2つなのだ。それ以外に関しては、一時保護の目的をいたずらに拡大すべきではないだろうということを藤林先生は書かれています。

素案の2ページや10ページで、「子どもを放置することが子どもの福祉を害すると認められる場合」という非常に曖昧な表現があるのですけれども、これは拡大解釈をされるおそれが非常に強いのではないかと。「子どもの福祉を害する」ではなくて、法文どおり、子どもの安全確保が必要と認められる場合とすべきだろう。

それから、緊急保護の目的とあり方を明確にすること。特に安全確保を目的とする緊急保護というのをいたずらに対象を拡大せずに、棄児や迷子、家出という場合、それから虐待などの場合、児童の安全を迅速に確保する場合ということに限定すべきであると主張されています。素案の4ページで、「子どもの行動が他人の生命、身体、財産に危害を及ぼしもしくはそのおそれがある場合、あるいは一定の重大事件に係る触法少年につき警察から通告または送致された子どもを保護する場合」が挙げられていますけれども、こういう非行少年に関して一時保護の目的はアセスメント保護で、安全確保ではないわけなので、緊急保護の項目に含めるべきではないだろうと。そして、非行少年であったとしても、子どもの安全の確保が必要かどうかで緊急保護は決められるべきであるということになります。一時保護の強行性は安全確保が前提となっているわけですので、素案の5ページにあるように、アセスメント保護においても閉鎖的環境が必要な場合、「子どもの安全確保のために」と記されています。安全確保の必要のない非行少年を、アセスメント目的で閉鎖環境で保護することは、やはり避けるべきだろうということです。

また、子どもが自己の生命、身体に危害を及ぼし、もしくはそのおそれがある場合というのは、子どもの安全確保のためには、第一義的には精神保健福祉法に規定する医療保護入院等が検討されるべきであって、ここで一時保護という形の中に入れるべきではないということになると思います。

それから、閉鎖環境での緊急保護が長期化する場合のあり方と手続を明記すべきである。素案の5ページには、閉鎖的環境での緊急保護が長期化する場合、その期間について、例えば1週間などという形で明記すべきだろうと。これは私も後で自分のところで言おうと思っていたのですけれども、子どもの権利条約の第37条では、子どもの自由が制限されるときには、本来まず司法が関与すべきとされています。私が言うべきところをここで言うのはどうかと思うのですけれども、そういう中で、司法が関与して、もしその自由を奪う必要があるとしても、最低限の期間にすべきということも条約の中に書かれている。ですから、その期間を最低限として明記すべきです。期間が明記されていなければ、最低限が3カ月ということになったら冗談ではない話になるわけですね。ですから、そこはちゃんと明記すべきだろうと。そして、もし本当に数日あるいは1週間以内ではおさまらない、安全が確保できないというときには、どこがそれを判断するのか。そういった手

続をきちんと明記すべきである。

素案の3ページには、行政不服審査法第82条2項に基づき、「子どもが利害関係人として行政処分に不服申し立てしたい旨の申し出があった場合には、不服申し立て方法等について教示しなければならない」と書かれているのですけれども、具体的な方法については記載がありません。これも実際に37条を見てみると、自由を奪われた全ての児童は、弁護士その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有すると書かれているのです。ですから、当然のことながら、児童相談所に今、弁護士が配置されているわけですから、一時保護で自由が制限されるような状態になった子どもは、弁護士と接触する機会が与えられるべきということになると思います。

6ページに関してですが、藤林先生が書いているように弁護士に相談できることに加えて、行政不服審査上の申し立ては子どももできるように弁護士が代理人として対応できるような形をとらなければいけないだろうということです。

素案の7ページで、権利制限を行う場合も、子どもや保護者に説明すべきとされているが、上述の理由で不服申し立ての仕組みの教示について、きちんと子どもにどう不服申し立てをできるのか教示するというのを、しっかりと入れるべきである。

ということで、ほかにもいろいろあるのですけれども、長くなるので一番重要なところだけということで、これだけにいたします。

○山縣座長 ありがとうございます。

続けて、八木構成員に関して、坂入構成員からお願いします。

○坂入構成員 資料といたしましては、構成員提出資料①-2の42ページになります。八木先生とは、この間若干のやりとりをさせていただく中で、八木先生が関西圏の市の方とやりとりをされる中で上がってきた声を八木先生がおまとめになられたということで、私のほうで代読させていただきます。

「中核市及び特別区における一時保護所設置について」ということをございます。今、御存じのように、中核市・特別区においては、児童相談所設置を視野に入れて、その中で一時保護所についても設置しようとしております。そういう意味では、今回のガイドラインの作成は非常に重要になると理解しております。ただ、その一方で、このガイドラインにある個別対応が可能となるような建物構造や人的体制、予算措置を含めて子どもの権利を保障して、子どもの安全が守られるためには具体的にどういう設備で、どういう人数で、どういう体制があれば実現できるのかという基準を示していただく必要がある。児童相談所の設置計画がどんどん進んでいる中では、設計レベルに入っているところもありますので、早急に示されたいということを書いておられます。

市区においては児童相談所を設置するときに、子ども家庭総合支援拠点との兼ね合いが入ってくるかと思えます。今回、一時保護所の役割というのが2つに明確化されたわけですが、市区の中ではレスパイト的な機能は、現に子ども家庭総合支援拠点においても、虐待対応、非行対応だけではなくて、親御さんがお子さんといかに地域の中で生活し

ていけるのか。ショートステイ事業等でそういった在宅サービスも担っている。これを一時保護所と一体化するのか。小さな市において別々に設置することがどうなのかという問題もあります。市区には、在宅の子育てを支援していくという役割も当然あるであろうと。それは児童相談所とは全く別と捉えるのか、あるいはそういった機能も現に担っているわけですから、そういったものも含めた形での児童相談所、一時保護所である必要があるのではないかということをおっしゃいます。

このため、建物構造、人的体制等も含めて、いきなり本実施ではなくて、これからの一時保護所のモデルとなるようなものを、まずモデル的に実施していただいて実証的に取り組んでいかれるほうがよろしいのではないかと考えています。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、続けて、山本構成員の意見について、事務局のほうから紹介をお願いいたします。

○結城課長補佐 山本構成員からの御意見について紹介させていただきます。

構成員提出資料①-1の120ページからになります。全体としましては、全体設定に関する御意見と各記載への所感をいただいておりますが、時間の関係から、全体設定が3つございますが、このことについてかいつまんで読み上げさせていただきたいと思っております。

「1. 一時保護所ガイドラインの策定の作業設定について」。全国各地の児相の状況・実態について、それを各地で担当している複数の実務者がいないメンバー構成で、一体何を根拠に、何を想定して作業を進めるのか。全国で120カ所を超え、規模も内容も人員体制や入所児童の特性にも相当なばらつきがある現状とそれぞれの各地における自治体の状況、近未来に想定される状況の把握・分析も提示せずにガイドライン策定を検討すること自体、理解できません。

「2. 提案内容の限局性について」ということで、提案されている内容全体が、全国の一時保護所の何カ所程度の情報をもとにその妥当性を想定して検討されているのか、説明がないのでわかりませんが、ここで扱われている内容は全国69自治体の120カ所を超える一時保護所全体をカバーし得る、業務全体に対応した内容である保証がどこにも見当たりません。ここ最近の調査でも、1週間以上在籍する一時保護児童がほとんどいない一時保護所が全国で20カ所以上あり、逆に5カ月を超えるような児童が常時在籍している一時保護所は大都市圏だけである状況があり、それらを一くくりにして業務ガイドラインを策定することに各自治体に対する妥当性や説得力があるとは考えられません。

「3. 呈示の理由が業務ガイドラインに当たらない」ということで、1ページ目の下段に『新しい社会的養育ビジョン』における一時保護に関する理念の共有が挙げられていますが、「新しい社会的養育ビジョン」は単なる方向性を示した理念の呈示段階であって、現実的な実効性や実現性については何ら照合性のあるエビデンスを確認できていない段階にあります。この段階に照合する一時保護所のあり方を示すのであれば、最大限に踏み込んでもビジョンか提言・提案のレベルであって、具体的な業務に照合するようなガイドラ



インではあり得ません。こういった全体設定に関する御意見をいただいております。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

本日欠席の構成員からの指摘のポイントをお三方から説明いただきました。

残った時間は、前回と同じように比較的自由に進めていこうと思います。前回はパートごとにご意見を伺いましたが、今回は、あまりパートを限定せずに、御意見のあるところから順番にいただけたらと思っています。では、自由をお願いします。

奥山構成員、その後に影山構成員。

○奥山構成員 まず、ここのワーキンググループの目的を明確に共有したほうがいいだろうと思います。先ほど山本さんから、このワーキンググループの根拠は何なのだろうかということが出ていましたけれども、このワーキンググループはなぜ集められたのか。皆さんは何を目的として承諾してこの構成員になったのかといえば、平成28年度の児童福祉法が改正し、その改正に当たって、人材育成及び児童相談所関係に関しての実装のためにどうしたらいいのか、そして、児童相談所の附則にある改革に関してどのような結論づけをするのかということが目的でみんな集まったのだと思うのです。ということは、改正児童福祉法に基づいて改革していくのだという意欲で集まったはずなのです。もともとのあるままでいいなどという人は一人もいないはずなのです。

この改正法の中で一時保護にかかわる重要な点を資料の2ページに書きましたけれども、3点あると思っています。1点目は、先ほど来、藤林構成員からの御提案もありましたように、理念として、子どもの権利条約の精神にのっとった子どもの権利保障です。児童福祉法第1条、第2条に挙げられています。本ガイドラインの全てに関して、子どもの権利条約に違反していないのかということを中心にきちんとチェックしていくべきだと思います。それだけではなくて、今まで出した通知とか運営指針は本当に違反していないのかということがあると思います。私たち全員が生まれる前に出ている昭和25年通知というのがあって、それは司法の関与もなしに自由を束縛できるということがあるわけですが、そういうのが本当にいいのかということも含めて検討がなされなければならないとも考えます。子どもの権利条約を批准する前の通知ですからね。それから児童相談所指針、それに対しても、権利は守られているのかということを確認に考えていかなければならないと思います。

2つ目は、何回も出ているように、一時保護の機能がここに書かれている第33条で、「児童相談所長は、必要があると認める時は、第26条第1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い」なのです。2つの目的が明確になっているわけですから、そこは明確にこの目的に沿った形でガイドラインとすべきだと思います。そして、この2つの要件をきちんと明示すべきだということです。この2つの機能に関して、一つ一つに関しての要件です。どういう要件があったら安全確保になるの

かということに、例示でもいいのでそこを明示することがガイドラインとしては必要だろうと考えます。

それから、子どもの権利を制限する閉鎖環境での一時保護がどうしても必要なら、私自身は本来ここは司法関与があるべきだと思いますけれども、現在はそのような制度ではないわけですから、緊急避難として子どもの自由を束縛するのであれば、それに関してどのぐらいの日数が妥当なのか、許される範囲だと私たちが考えるのかということは明記すべきです。先ほど言ったように、子どもの権利条約の37条には短期間でなければいけないということが書かれているわけで、そこはきちんとすべきだと思いますし、安全確保のためにそれをやむを得ず延ばさなければならないときにどうするのか、どういう手続を踏むのかということもきちんと明記すべきだと思います。

3つ目の点は、改正児童福祉法の第3条の2で、家庭で育つことができない、それが不相当と考えられた場合は、家庭と同様の養育環境もしくはできるだけ良好な家庭的環境でなければならないと書かれているわけです。それ以外はないのです。家庭と同様の養育環境は一時保護所では無理なので、委託一時保護ということになるだろうと思うのですけれども、一時保護所は全て「できるだけ良好な家庭的環境」でなければならない。ガイドラインではそれを明確にすべきです。そうなれば当然のことながら、最低でもユニットケアです。加えていえば、ユニット加算がなぜないのか。一時保護所にもユニット加算は必要だろうと思いますし、そんなみみっちいことを言っていないで、一時保護所というのは本来一番手厚くなければいけないところですから、そこをきちんと手当すべきだろうと思います。

基本的に、改正児童福祉法をしっかりと根底に置いた上で私たちが議論しなければなりません。今のままでいいような感じの議論になってしまったら、もとに戻るだけなのです。この改正でどう前へ進めるかということが私たちに課された課題なのだということを明確にすべきだと思います。

それから、29年度改正で一時保護の司法関与も入りましたけれども、それは手続上の問題もあるので、そこは入れていかなければならないと思います。

一つ一つ、私たちが本当に子どもの権利を守る形になるのか。もう一つ理念的なことを言わせていただければ、普通、権利の保障というときに、権利を手に入れるためにはボトムアップですけれども、子どもの場合はボトムアップができないので、どこの国でもトップダウンなのです。トップダウンで法律が変わってやっと子どもの権利ということを大きく福祉の分野で言えるようになったわけですから、これは大きな改革なのです。そこを根底に置かなければなりません。このガイドラインの意味、ガイドラインで何を伝えるべきかもそれにのっとるべきです。そして同時に、都道府県推進計画の中でガイドラインが参考になるわけですから、都道府県の方々が見て目標となるべきものにすべきです。大きな改革ですから時間がかかりますね。すぐにできるわけではないと思うのです。この間、すぐなのか、5年後なのかというお話を聞いたときに、すぐでもあり、5年後でもあるとい

うお答えだったのですけれども、すぐに改革が全部できるか、これは無理なのではないかと私は思います。これだけ大きい改革で、子どもの権利をきちんと守らなければならない改革なのですから、5年間かけていいからここまでやりなさいということを明示すべきではないかと思えます。

次は素案に関してですけれども、素案に関しては、ここで言っているように、権利という問題が貫かれていない。これを読んでいて、子どもの権利のことを本当にわかって書いているのかという思いがしました。やはり子どもの権利ということを常に頭に置いて書かなければなりません。また、現場での抜け穴ができるような形で、どうにでもとれるような文章がすごく多くなっているのが目につきました。

構成に関してですけれども、ビジョンの中で一時保護について、ケアについて、アセスメントについて、この3部をしっかりとしてほしいということが書かれているのですけれども、素案の中ではアセスメントがきちんと書かれていませんし、一時保護そのものに関してだけが非常に長くなっていて、ケアのことが中に組み込まれていたり、ばらばらな形になっています。もう少し統一した形にすべきだろうと思えます。

このガイドラインの素案を読んでいても、都道府県が一体、自分たちは何を変えたいのかというのが明確ではないと思えます。やはり理念と、どこをどう変えるべきかというのをきちんと提示すべきと思えます。

あとはそれぞれのところで、素案に関して修正したものを提示させていただきましたので、それも意見として汲んでいただくということで、これで終わりにさせていただきます。

○山縣座長 ありがとうございます。

影山構成員に行く前に、前段のところについて、私の進め方についてお話をさせていただきます。ごめんなさい。先ほど山本構成員の中にも、いわば進め方とか、この意味についての御意見がありましたが、私自身がやっているのは、まず、奥山構成員が言われたように、改正児童福祉法があるというのが1つ、一番大きなものです。加えて、今年の夏にビジョンを出したという、この2つをもとに、現在の一時保護所あるいは一時保護の機能が適切に運用されているかどうかというところに対する意見をここでは定義するというふうに考えています。

ただ、一時保護所のビジョンを出すわけではないです。ビジョンそのものだと長期的なものになりますが、今、実際に一時保護所を運営していかないといけないわけですから、長期的なビジョンは頭に置きつつも、非常に現実的なものを書かざるを得ないのではないかという認識に立っています。

加えて、ここが恐らく一番ぶつかる場所ではないかと、前回のところから若干私と違うかなと思っていただけたところなのですから、あくまでもガイドラインの発行主体は社会的には厚生労働省であると認識しています。ただし、この委員会が招集されているということは、そのことについて積極的な意見を集中的に下さいというような立場であるということなので、こういう形で前回からかなりの意見を言っていたいただいている。単に素案了解

ではない形で進めているということなのです。

最後の部分がきつと、もっとその意見に基づいて変えるべきだという立場の方と、それがどこまで現実的なのかということについての意見が、今回の資料を見ても分かれています。それは先ほどの八木構成員のところでもありましたけれども、八木構成員と藤林構成員の趣旨の違い。言葉は若干違っていましたが、レスパイトと短期入所指導を、八木構成員の場合は一時保護の機能としてきっちり書き込むべきだ、現実的だと書かれているし、藤林構成員の場合は、それはあくまでも本来は一時保護所でないところでやるべきだ、外でやるべきなのだというところの意見のずれは随所で見られている状況ではないかと思えます。

はい。

○奥山構成員 それに関してですけれども、この前見せていただいた表の中に都道府県推進計画に資するということが書かれていたと思うのです。都道府県推進計画というのは、例えば5年後なり何年後なりまでにどうすべきかという話ですね。それが、今これが到達していなければならない目標なのだとしたら、何を変えればいいのか。

○山縣座長 ですから、ビジョンの部分もあるけれども、ビジョンを中心にいくわけではないというのはそういうことなのです。

○奥山構成員 5年後までにこうしてほしいというものを提示しなければいけないのではないですか。

○山縣座長 それは、私はこの中にある程度組み込まれているという、それをもうちょっとわかるように。

○奥山構成員 だけれども、5年後ならできるけれども、今はできないということもあるわけではないですか。それをどうするのですか。

○山縣座長 それを書けるように意見を下さいということだと思います。

○奥山構成員 そうだとしたら、やはり今こうすべき、と、これはすぐにはできないかもしれないけれども、こうすべきであるということを書くべきであって。

○山縣座長 ごめんなさい。そこはガイドラインの中に、5年後にこうありましようというのを、進め方としては、あまり入れる方向ではなくて、それは計画の中に、こういうビジョンを持ってくださいねというのは別で言ったほうがいいですね。

○奥山構成員 そうすると、都道府県推進計画のためのものは別途つくるといえるのですか。

○山縣座長 いいえ。あえて何度もつくる必要はないと思うので、ここでいろいろ意見を言ってもらって、それを事務局に聞いてもらって、都道府県の計画に反映すべきものを入れ込んでもらえばいいという形です。

○奥山構成員 この前の表だと、ここで作ったガイドラインが都道府県推進計画のほうに矢印で向かっているわけですね。そうしたら、このガイドラインは都道府県推進計画に資するのだということが大前提ではないですか。都道府県推進計画はこれから立てる計

画です。今こうあるべきではなくて、これからこういうふうにしましょうというものですね。何でそれが一致しているのですか。そうしたら変える必要はないことになりませんか。

○山縣座長 何かありますか。

○山本内閣官房内閣審議官 ちょっと頭の整理をさせていただきますと、以前も資料を出させていただきましたけれども、この一時保護ガイドラインは、これから都道府県計画をつくっていただく際の参考となるものです。このガイドラインは現実に自治体の現場で動かしていただかなくてはいけないものです。その前提としては、制度としては少なくとも確立された制度、つまり28年児童福祉法、それから、これから施行する29年児童福祉法、そこまでだと基本的には思っています。

社会的養育ビジョンというのは非常に壮大な構想で、いろいろなことが書いてありまして、28年改正法を具現化するという作業の中でもさらなる制度改正も求めているわけですね。それはその都度やっていかなくてはいけないことでありまして、自治体現場で物事を動かしていく際には、やはり確立された制度を前提に動かしていかなくてはいけないのだということをもまず優先して考えていただく必要があるかと思えます。

それから、お金がついてこないとこれはできないではないかというのは当然のことです。今、30年度予算編成をやっておりますし、また、これから計画をつくっていただく際、30年度いっぱいかけてつくってくださいということですので、これから31年度を要求していこうかと、次の要求に向けてどうかということもちらちら横目で見ながら30年度中につくっていただくことになるのだろうと思っております。

計画にできるだけ入れてほしいということは理解するのですが、やはり実際に自治体現場で動かしていただかなくてはいけないものなので、そのところは少し濃淡をつけて入れ込んでいただくのがよろしいのではないかと理解しております。

○奥山構成員 まだわからないので、濃淡をつけて入れ込むというのをもうちょっと説明していただけますか。

○山本内閣官房内閣審議官 濃淡といいますか、明確に申し上げますと、確立した制度、そして予算のもとをベース、前提としないときちんとした書き方はできない。さらにそれ以上のものということであれば、こういうものが望ましいというぐらい、そのような書き方になるのだろうと思えます。それは全ての自治体でその条件が整っているかどうかの問題になってくるかと思えます。

○奥山構成員 ということは、このガイドラインは現時点のものであり、都道府県推進計画で5年後までにこういう計画を立ててくださいというのはまた別物と考えていいのですか。

○山本内閣官房内閣審議官 都道府県計画を立てるときも、やはり今、申し上げたことが前提になるのだろうと思えます。少なくとも30年度いっぱいつくってくださいというときに、全く制度として確立されていないと実現できないようなものをベースに計画を立てることはできないだろうと思えます。ただ、将来はこういう方向が望ましいというのはある

とは思いますがけれども、それは国としても、今、その時点で制度化できるということを断言できるわけではないということになります。

○奥山構成員 ということは、要するに、今の予算でできる範囲でやってねということなのですか。

○山本内閣官房内閣審議官 これから来る計画策定期間までの予算を念頭にということだと思います。私たちも頑張って予算どりをやっているのですがけれども、非常に厳しい中、31年度に向けてできるだけ政策的に盛り込んでいきたいとは思っております。

○山縣座長 ほかの人の意見も聞きたいので、影山構成員、お願いします。

○影山構成員 全体的な部分では、きちんと一時保護の実態を調査し把握した上で議論したほうが良いというところは前回と認識が変わっておりません。厚労省のほうで既存の資料を本日提出していただいたのは見させていただきましたけれども、やはり具体的な実態がわかるような調査が本当は必要だろうと思っております。そこはあくまで意見でございます。

具体的に今回の素案ですがけれども、まず、非行あるいは育成相談で保護が必要なお子さん、やはりこの辺についての視点がどうしても抜けていて、虐待のお子さんの一時保護にかなり偏った書き方だと思っております。特に触法のお子さんが児童相談所に通告、送致された場合の一時保護というのは、きちんと少年司法体系の中で位置づけられており、一時保護が求められている部分です。その中できちんと、虐待から子どもを守るのとは違う意味で子どもの安全確保をしながら、アセスメント、本当にこの子にどういった援助が必要なのかとったところをきちんと考えていくためには、これはやはり閉鎖的な環境で保護せざるを得ないというところは明確だろうと思っております。

この素案の中に、閉鎖的な空間であっても楽しく快適なというような書きぶりがありましたけれども、非行の子どもを本当に楽しい環境で保護することが必要なのか。これはやはり自分のやった行為についてきちんと振り返りを行うような作業が必要になってくるので、楽しくというのは不適切だろうと思っております。

もう一つ、法律上は安全確保とアセスメントとなっていますけれども、緊急保護に加え行動観察と短期生活指導といった部分は、児童相談所が今まで担ってきた非常に大きな役割の一つだと考えています。具体的には、不登校のお子さん、あるいはひきこもりのお子さんに対して一定期間、児童相談所で短期間入所させることで生活リズムを取り戻し、その後の支援をそれぞれ地域の教育相談所等につないでいくということが現実にはきちんと活用されている部分なので、この辺のところを別の施設で活用すればいいよということではなくて、将来的には、そういったお子さんたちを別の施設で援助していくことも一つの方向性としてはあるかもしれないけれども、現状の中では一時保護所を活用するということは十分あり得るのだろうと思っております。

もう一つだけお話をさせていただくと、子どもについて、できるだけ安心できるような私物を持たせるようにという記述がありますけれども、実際は、私物を預かったときに、

その中に場所が特定できるような機器がしのばせてあったということで、せっかく秘匿にして子どもの安全を確保している保護場所が保護者にわかってしまうということもございますので、その辺の書きぶりにはかなり配慮が必要ではないか。子どもに安心できるぬいぐるみ等を持たせたことによって、逆に子どもが危険な目に遭ってはならないと思っています。

最後にもう一つだけ言わせていただくと、閉鎖的空間をやるときにも、保護所で今まで幾つか事故が起きています。やはりそのところはきちんと考えていく必要があるのだろうと思っています。例えば、保護所に施錠したことによって、その鍵を奪うために非行のお子さんが職員を襲ったり、そういったことが実際に過去何件か起きています。今回も、だから閉鎖空間がだめだということではなくて、緊急で安全を確保するために閉鎖空間ありきみたいな示し方をしてしまうと、逆に、鍵できちんと閉めればいいのかと誤解を受けるおそれもあるので、そういったところについてはきちんと、書きぶりとしては難しいとは思いますが、設備的な制限は逆に必要最小限とすべきだというようなことも含めて記載していただく必要があるだろうということもございます。

あと細かい部分は、こちらの提出版のほうで書かせていただきました。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、山田構成員、その後には坂入構成員。

○山田構成員 意見の前に、影山構成員に質問なのですけれども、タオルやぬいぐるみが危険になる状況というのが私にはちょっと想定できないのと、それから、鍵は今どき物理的な鍵を使わなくても、いろいろなデジタルな鍵もあるわけで、鍵の盗難のことがそれほど問題になるのかというのが、現場を知らない身として御質問です。また意見は後ほど。

○山縣座長 では、今のところについて。

○影山構成員 私物の件については、実際にぬいぐるみの中にGPS機能を備えたものが入っていたような事案があったということで、タオルの中というのはあまり考えにくいかもしれませんが、ぬいぐるみ等については実際にそういう事案もあるので、かなり慎重な配慮が必要だろうということが1つでございます。

○山田構成員 でも、それは、ぬいぐるみ自体はいいわけですね。

○影山構成員 ぬいぐるみがだめだと言っているのではなくて、ただ、ぬいぐるみを持ち込むときには、そういったことも含めて配慮というか、危険があるのだということも頭に入れておく必要はあるという意味でございます。

○山田構成員 でも、電源は。

○影山構成員 私が実際に経験したものでは、携帯電話です。

○西澤座長代理 携帯電話を入れておくと、さわるとすぐわかるね。

○山縣座長 そんな細かいところは今は。

○西澤座長代理 細かいというか。

○山縣座長 要は、外部との接触ということなのですね。

○影山構成員 あるいは場所が特定できるということ。

○山縣座長 そういうことが必要かどうかについて考えたらいいのであって。

○奥山構成員 そういうことで一々、一つずつ制限が増えていくのはだめということを確認にすべきですね。本来はどの部分だけがだめなのかということですよ。

もう一つ、影山構成員に聞きたいのは、非行少年を罰するような発言が今かなり多かったと思うのですけれども、児童相談所は裁判官ではないですよ。非行したのが本当に罪に当たるのかどうかを決定する権限を持っているわけではないですよ。

○影山構成員 よろしいですか。山田構成員にもまだお答えしていないので、まず施錠の部分でございますけれども、過去の一時保護所での実際に起きた事件等を見ていると、職員から財布を含めて奪って鍵を取って逃げようというようなことを企てて実際に職員を襲った事件が起きているのです。確かに鍵についても、全部が電子ロックなわけではなく、場合によってはこういう鍵も当然あります。皆さん、保護所でそういった事故が起きないようにいろいろ工夫をしているのは事実ですけども、逆に閉鎖的なところについて、やはり危険性も潜んでいるのだということを書ききちんと書く必要があるだろうということでございます。

それから、奥山構成員からですが、別に非行少年について、私は罰するという立場をとっているのでは全くございません。少なくとも14歳未満のお子さんについては、罪を罰するという考え方はない。どういう援助をこの子にとってやっていくかということを考えるのであって、日本は刑法上、14歳未満の行為についてはこれを罰しないということを書ききちんと規定しているので、それに基づいて私は話をさせていただいているのです。少なくとも触法少年については、児童相談所に送致することで、まず児童福祉法上の措置が妥当かどうか。そのことをきちんとこの子について評価しなさいということを求められていると認識していますので、有罪であるか無罪であるかを判断したり、罰するとか子どもを裁くといった考えは全くございません。

○奥山構成員 では、他の子どもと比べて楽しい生活がいけないというのはどうしてですか。

○影山構成員 触法の少年のことを考えたとき、場合によってはその子どもによって被害を受けている方もいるわけですね。そういった方たちの被害者感情というのも当然、私はやはり考えなければいけないと考えます。触法少年が楽しい生活を一時保護所で送りましたよと、果たしてこれでいいのだろうか。その期間というのはそうではないだろうと。子どもにとって自分でやった触法行為を含めてきちんともう一回振り返る、そういった意味で大切な期間なのだろうということ、その中で楽しくみんなでわいわいという生活は想定しづらいだろうと考えています。

○奥山構成員 先ほど言ったように、有罪が決まっていけないわけですよ。

○山縣座長 今の部分は、情緒的な表現は確かに避けたほうがいいかもしれないですね。むしろ事実に基づいて、例えば「子どもの権利に配慮した」とか、そうするとその中に



は、子どもは楽しむ権利も持っているわけだしというふうに、あまり抽象的で情緒的なものをぼんと出すと、そこにみんな感情移入してしまいますから、事務局のほうでも少し配慮いただきたいと思います。

山田構成員、意見のほうは。

○山田構成員 でも、多分、坂入構成員の方が先に手を挙げておられたかと。

○山縣座長 今のは質問だけですね。

では、坂入構成員。

○坂入構成員 私のほうでは、構成員提出資料②の43ページでまとめさせていただいております。ガイドラインそのものの議論の前に、この位置づけをどうするのかという話が先にあったので、そちらのお話を先にしたほうがいいのかというところでの意見を述べさせていただきますと思います。

奥山先生から、本当にこれからの子どもの権利を守っていくというところでは、ここの構成員に課せられた責任はすごく重いなど、改めて身の引き締まる思いでございます。

その一方で、山本先生がおっしゃるように、現実を踏まえたものになっているのかどうか。申しわけないですけれども、私は一時保護所での勤務経験はありませんし、ましてや社会的養護の勤務経験もございません。一時保護所のガイドラインが先にあって、社会的養護が後に続くというのは、そもそもどうなのかなと思います。もちろん一体だと思うのです。社会的養護のあるべき姿、社会的養育のビジョンを踏まえた社会的養護のあり方を先に論ずる中で、一時保護後の受け皿としての、その先としての社会的養育についても一体的に話すべきものではないかと思えます。一時保護についてだけ先に議論をし、それを都道府県計画に持っていくという組み方自体が、私はちょっと疑問だと思っております。

その上でまとめさせていただいた資料を読み上げさせていただきますと思います。

まず、一時保護を大きく変えるためには、一番上の○の2つ目のポツです。一時保護は、子どもの生命や安全を守るためのものでありますので、この一時保護改革の途上で子どもを危険にさらすことがあってはならないと思えます。大きく変えることは非常に大切だと思えます。外側から見ているだけですけれども私も今の一時保護所がよろしいとはあまり思えてはおりません。ただ、子どもの権利を親の被害から守るために保護してきたのにもかかわらず、かえって危険な目に遭わせるようなことがあってはならないと思えます。そのためにも、一時保護のモデル事業等を実施することが必要ではないかと思えます。

特に3つ目の○ですけれども、現状の一時保護については、財政的な問題もあります。来年度の予算がついたとしても人を配置することはできませんね。先ほど長期的な計画とおっしゃいましたけれども、長期的な計画というところでは、まさに一時保護ガイドラインが必要だと思うのですけれども、現在対象としている多様な子どもたちがいるわけですね。法で書かれたことはもちろん尊重しなければならないですけれどもどこにも行きようのない、病院も受けてくれない、あるいは家にもいられない、どこも受け入れてもらえない子どもたちも今の一時保護所は受け入れているわけです。そういった実態がどうなのか

というところを踏まえながら、一歩ずつ先に進んでいく必要があるのではないかと思います。

このガイドラインですが、これからの長期的な指針を示す、理念を示すというところは大事だと思います。しかし、現実を踏まえたところで、まずは児童相談所運営指針の改正を行う。現状のハード、ソフトで可能な改革をしていくべきではないかと思います。特に一時保護所の人の問題、児童相談所に勤務している職員の考え方の問題ではなくて、ハードであり、ソフトであり、人がいて初めて今の体制になっているのだと思います。その改革を行わなければ、また手をつけなければ、理念だけで終わってしまうと思います。そういう意味では、このガイドラインの位置づけをもう一度確認していただく必要があるのではないかと思います。

以上でございます。

○成松家庭福祉課長 すみません。少し事務局のほうから、坂入構成員からのお話がありましたので、一応、皆さん御案内のことだと思いますけれども、28年改正法、あるいは社会的養育ビジョンを踏まえた対応につきましては、一時保護とか児童相談所の関係はこのワーキングで御議論いただいておりますが、先ほど坂入構成員がおっしゃった、いわゆる従来の社会的養護の関係は、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会で同時並行で議論させていただいておりますので、その点を踏まえていただければと思っております。

以上です。

○山縣座長 では、山田構成員。

○山田構成員 資料についてですが、ちょっと事務局とのやりとりで齟齬があったみたいで、プリントアウトしていただいたのは私が日曜に送ったもので、月曜にもう一度送っているのですけれども、そちらが入っていないですね。ひょっとしてと思って、今朝も御連絡したのですけれども、やはり古いほうが入ってしまっているみたいなので、次回でもいいですので、最新版をまた配っていただければと思います。

まず、書きぶりの点ですけれども、山縣座長がおっしゃるとおり、多分これを発出するのは厚生労働省として出されるということですから、制度移行のために何が「望ましい」とか、「検討することも考えられる」とか、微妙な表現が多発しているのだろうなどは思いつつ、人員等のことは予算が関係してくるので、断定的には書けないのかもしれないけれども、法律で改正されている部分、理念として改正されている部分と、物の考え方の部分などは、別に「検討すべき」とかという曖昧な表現にする必要はなくて、もっと断定的に書けるところは多々あるのではないかと思います。細かいですけれども、見え消しのほうにちょっと気になる文章は全部、気づいた部分だけですけれども、コメントを入れておきましたので、御参考にしてくださいということです。

それから、全体の構成ですけれども、やはり重複が多くて、「これは前に読んだよね」というのがまた後ろのほうで出てきたりして、もうちょっと構造をすっきりできないのかというところを、もう一度検討して組み直していただければということです。

あと、本日配付していただこうと思ったところのつけ加えた部分だけ御説明させていただくと、最後のほうにありますね。特別な配慮を必要とする子どもたちのケアのところ、警察の事情聴取のところは云々かんぬんと書いてあって、それは物の考え方が大分間違っていると思うので、そこは随分手を入れさせていただいています。

ただ、最初にばつと読んだときに、どうも警察が事情聴取をするのが加害行為に対してなのか、被害行為に対してなのかがよくわからない書きぶりだったので、被害のほうだけを本日配付されている資料に書いてあるのですけれども、そうではなくて、多分ここで言いたいのは子どもが触法行為をしたときの警察の介入のことだと思うのです。そうすると、私が資料に書き込んだ司法面接の対象ではなくなってしまう。司法面接はあくまで被害を聞く聞き取り方法であって、加害を聞くほうには司法面接は適用しません。そうすると、加害行為を聞くときには、先ほど奥山構成員や藤林構成員の資料の代読でもあったとおり、やはり子供の権利を保障するために、弁護士さんをちゃんとつけて聞き取りをするという体制を組む必要があると思っています。それがこのガイドラインだと、児童相談所の職員が同席してみたいな書き方になっているのですが、それが果たして本当に適切なのかというところを補足させていただきます。

それから、藤林構成員も奥山構成員も大分強調されていましたが、緊急一時保護の最低限というのは、やはり最低限を何日と書かないと、その後それが長期にわたるときというのが何度か出てくるのですけれども、何が基準で長期にわたるか全く判断できないので、最低限の基準だけはきちんと書いていただきたいと思います。

以上です。

○山縣座長 今の最後のところ、ごめんなさい。

○山田構成員 最小限。

○山縣座長 最短。

○山田構成員 最短限？よくわからなくなりました。

○山縣座長 イメージは最短ということですね。

○西澤座長代理 イメージがわからない。緊急の最長ではないの。最短というと1日とか。

○奥山構成員 最長でも何日ということですね。

○山田構成員 そうですね。すみません。間違えました。

○山縣座長 では、鈴木構成員。

○鈴木構成員 資料として出させていただいたので、一応お伝えさせてください。①-1の60ページと61ページになります。

先ほど来、開放的環境とか閉鎖的環境という言葉がガイドラインにもあったと思うのですけれども、ガイドラインの記載の中に制限的な処遇であるとか開放的な処遇という記載もあったと思いますので、先生方の御意見の中であるとおりに、拡大解釈につながらないようにであるとか、これから自分たちが行おうとする保護が一体どのような形態を目指しているのか理解するため等について、あと、書いていないことについてはやっぴいという

ような拡大解釈も避けるために、定義づけはしっかりしたほうがいいのかと思っており、環境的な類型は書いてあったのですけれども、処遇の形態も一応加えて定義づけはしっかりしたほうがいいのかと思っています。

あと、制限的な処遇を行うときの判断基準と言うとちょっとあれなのですけれども、これはいいとかいうのもあったと思うのですが、そういったところの児童相談所であるとか一時保護所の職員が現場でどういった判断を、何に基づいてやるのかというところは、書くとしたら難しいということであれば、人材育成とか専門性の向上の中でしっかり研修として位置づけて、そういうところをやって共有化とか、一時保護所間の共通化を図ってほしいということを書かせていただいております。

地域資源としてのレスパイトについても少し記述が弱かったので、もう少し積極的に書いていただけないかと思っています。

2点目、一時保護所の運営のところですが、教育権、学習権の保障なのですが、保護の状態によって必ずしも原籍校への通学が実現できない場合があるものですから、そういったときには学習権を保障するという観点から、一時保護所周辺の学校の協力を得るとか、教員派遣をしてもらう。あと、民間の教育機関から教材提供を受けたり講師派遣をしてもらったりと、さまざまな方法を現実的に考えていったほうがいいのかと思っています。

一時保護委託の点なのですけれども、やはり一時保護を行うところの強行性に見合うだけの安全性の確保というのは、児童相談所にとっては第一義的には必要なのかと思っていて、そういった点での一時保護委託をする場合に安全性の確保ができる、行う必要があるというのはちゃんと明記すべきであると思っています。

最後に1点、記述ミスがあったのでお伝えしますが、一番最後のところで「保護された児童の権利侵害が発見されにくくなるのではないと思いますし」と書いてありますが、「発見されにくくなるのではないか」ということで訂正をお願いします。養育の単位が小さくなることによって、訴えるチャンネルが小さくなったりしてしまうことがあるので、特に家庭的養護という単位で一時保護委託をするのであれば、そういった点に注意する必要があるというのは、やはり明記していただきたいと思っています。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

笹川構成員、その後に増沢構成員。

○笹川構成員 笹川です。

資料で言うと、構成員提出資料①-1の52ページからです。52ページに書きましたのは、先月、10月27日に近畿の児童相談所の所長会がありました。その所長会において、今、一時保護のガイドラインについてワーキンググループで議論されていること。新しい社会的養育ビジョンの21ページから29ページだったと思いますが、その部分と、それから前回の10月17日にありました資料5の骨子案を改めて紹介しました。これについて、今ワーキ

ンググループで議論が進んでいる。次回は11月の本日にあるということで、意見を伺いたいと各府県の児童相談所長にお願いしました。

11月9日に返事が欲しいとお願いしたところ、56ページからの大阪府は、公開してくださって結構ということで、大阪府全体の意見としてこのようなものをいただきました。他の府市県からも3ページから7ページぐらいまでの非常にたくさんの量の意見を私に送っていただきました。その意見をまとめた部分がこの資料です。

それらの意見の大方は、新しい社会的養育ビジョン、法改正、それらを具現化することは非常に大切なのだと。例えば、子どもたちが閉鎖空間で非常にストレスを感じているというのが現場では身にしみているのです。子ども自身のいらいらが長期化すればするほど、そのようなことを児童相談所の職員は感じている。学校の遠足、校外学習であるとか、修学旅行であるとか、どうしても行かせたい。送り迎えして安全確保して行かせられないかということも現場は苦勞しています。そのような中で具現化することは非常に大切だという認識は全ての所長もお持ちなのですけれども、ガイドラインという案が出てくるに当たって、各都道府県では一時保護の実態が非常に異なるという実情があります。例えば、先ほどの大阪府が出された58ページ、入所児童が11月1日で何人いるのか。そのときに学校に行かせるのが何人か。これは都道府県によって異なります。

本日事務局から提出していただいた資料ですけれども、一時保護所の概要ということで、平成27年度の福祉行政報告例の平均在所日数、これも都道府県によって非常に異なります。そのような中で一律化されたガイドラインを出すことによって、子どもと保護者が、ここに書いてあることが守れていないではないかと。非常に多くのトラブルが生じる。本来の目的である子どもを安全に保護するということから離れてしまっ、そのようなことになることがある。その辺を非常に丁寧に進めていかなければいけないのではないかとというのが意見です。

それと同時に、私のほうにこのワーキンググループの議事録がもっと早く出ないのか、出るように言ってくれないかと。というのは、どのような議論がなされているか、どんな資料が提出されているか、資料につきましてはすぐにでも、明日、明後日にでも出ると思うのですけれども、現場は非常に気にしているというか、現場をどう進めていくかということに関心を持っている。だからこそ、約2週間でたくさんの意見が集まってきたと思います。

一つ一つについては、今回出された項目案に従って私自身がまとめ直して、その意見をポツという形で書かせていただきました。全てを説明するのは時間の関係で難しいと思いますが、「一時保護の目的と性格」ということで、ここに書いていますように、子どもの権利が守られて、最善の利益を最優先する必要なケアをするためには、一時保護所の小規模化と人的体制の充実、まずこれが第一ではないかということです。

全国どこでもケアの質が保証されるには専門性の一斉の向上が必要だと。一時保護所の職員に対する質の高い全国研修を実施していただきたいということ。

3番目が、入所児が固定し生活リズムが安定している児童養護施設とは全く別の、一時保護所独自の設備運営基準の策定、これをガイドラインと同時にお願いしたい。というのは、ガイドラインを出してもそのような裏づけがなかったら話にならないではないかと。児童養護施設と同じような基準ではなくて、一時保護所独自の基準をハード面でも出してもらう必要がある。出さないと、絵に描いた餅になって、せっかくのガイドラインがうやむやになっていくのではないかとということが言われていました。

開放的な環境と閉鎖的な環境という議論はあるのですけれども、閉じ込めるという発想ではなく、守っているということ。今まで守り続けてきたのだと。押しかけに対して対応してきた歴史もあります。そのように守ってきたからこそ、子ども自身が安心しているという側面にも注目していただきたいということ。

次のページですけれども、期間は数日程度で果たして可能かどうか。子どもが辛い思いをして入ってきて、生活の中で一時保護所の指導員、保育士等とかかわる中で安心して心を開くには、もう少し長期的にかかるのではないかとという意見もありました。

そのような中で、また、学習についても、先ほど言いましたような教育委員会とか学校の先生の理解で、原籍校ではないのですけれども、例えば28条の方針決定、または28条の申し立てしている子は長期化します。最近の審判では承認されるまで以前に比べて非常に長くなっているような印象があります。そういうときは、一時保護所から各施設または里親さんをお願いして、そこの学校に通わせるということを現実的に実態として、しているのですが、各学校とか教育委員会の理解がまちまちである。制度的に何ら保障がない。善意というか、協力に基づいてお願いしてやっているような状況は、やはりきちんとしていく必要があるのではないかと思います。

そのような中で、子ども自身を権利の主体としてやっていくのは当然だし、それをやっていけないジレンマとか矛盾を今まで肌で感じてきたのが現場です。その中でやっていくためには、もっと我々の意見も聞いてほしい。また、どのような動向で進んでいるのかということを知らせてほしいということが第一にあります。

それと同時に、ガイドラインを具現化するためのハード面の、例えば最低基準の制定とかそのような部分も大切です。一時保護所で、子どもと向き合うのは人間です。児童指導員であり保育士です。その質の高い養成、育成が必要だということが言われていました。この辺の土台を踏まえた上で、どんどん議論を進めて、ガイドラインの作成に向かっていかないといけないと思います。

ただ、これは12月には出さないといけないのですね。悠長なことを言っていたら何年たっても進まないではないか、ここできちんとやらないといけないのではないかと奥山先生の意見はもちろんそうなのですけれども、その辺、現実等を踏まえてしっかりと進めていきたいという思いが私にはあります。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、増沢構成員。

○増沢構成員　口頭で意見をということで、文書にしてきたものはありません。この間、皆さんの御意見も読ませていただきながら、なるほどなど。私は施設での経験が長くて、一時保護の仕事を本当にしたわけではないのですが、施設での子どもの養育の延長線上に当てながら考えてみたりはしているのです。

その中で、確かに施設側にいて一時保護所の環境や一時保護所でこういうことをもっとやらしてもらえればと思うことは多々あったのです。しかし、そういう中で、私もここで一時保護所はこうあるべきだという意見を前回もお話ししましたが、やはり自分のいる現場を中心に入ってくる情報をベースにしていますので、山本構成員の意見を見たときにはっとさせられるというか、やはり現場も様々なので、きちんとそれらを踏まえた形でガイドをまとめていかないと、現場への説得力は担保できないと思います。

山本先生は、一時保護所が今のままでいいと言っているわけでは決してなくて、現状分析をきちんとした上でまとめていこうとおっしゃっているわけですね。それは大事なのだろうと思います。急がなければいけないのだけれども、こういったガイドをつくっていくときの前提条件ということです。予算の担保も前提条件であるのならば、実態把握はもう一つの前提条件と思います。

その中で、これもまた私が感じているところで、ほかの構成員の先生方の意見にもありますが、現在の体制の中でも改善すべきなのにちゃんとできていない部分があるわけですね。それも含めて現状を調べて、ここは改善していってもらわなければいけないよねということを示すことは大事だと思います。職員の基本的な姿勢であるとか考え方、子どもに対する説明であるとかは、現状で、改善できることはあるわけです。そこはやはりきちんと実態を踏まえてガイドで示すことは必要だと思います。

今度はそこから先のよりいいものをつくっていく体制づくりというところを考えた時に、現状ができていないという認識から、現状を否定し、全く異なる体制づくりに走って、すごく飛躍して、大きく逆ぶれするような形になってしまうのも危険であると思います。まずは現状の中できちんと改善できることを踏まえた上で、さらなる改善をということを思うのです。段階を踏まえるべきだと思います。

もう一つ、ガイドラインの中で閉鎖的環境と開放的環境という言葉があるのですが、現状が閉鎖的になっているぞと、これも一つの意見や、子どもの置かれた立場はそうぞとというところから出てくる言葉なのかと思うのですが、大切なのは、一時保護するときの支援の枠組みをどうするかという話で、家庭養育であってもルールがあるし、枠はあるわけです。制限は絶対にあって、施設でもそうですし、また、一時保護所をそういった支援の枠と見ると、それは本当にさまざまな、個室が用意されている鳥取県のような一時保護所もありますし、いろいろですね。大事なのはやはり、保護された子どもの安心と安全にどのような環境が必要なのか。開放的であれば安心とは限らないですね。そういったことを

考えていく。そのためにも現場を踏まえて、どういう環境が必要なのかということ、それこそ議論しないとけないと思います。

笹川構成員がお話しされたように、独自の基準をとったときに、独自の基準に向けてどういう検討をするのか。本当に子どもにとっていい基準は何か。その可能な基準は何かということ、これを議論する必要があるということが一つと、前回お話ししたのですけれども、児童相談所に一時保護所があるということの利点はすごくあると私は思っているのです。緊急保護のことがよく話題になるのですけれども、アセスメントということ考えたときに、子どもの行動観察は必須ですね。これはただ行動を見て記録すれば済む話ではなくて、行動観察の視点はものすごくハイレベルの専門性を必要とします。このビジョンの中でも、最後のほうに少し、どんな症状があってということを書かれているのですけれども、もっと身体的なところから、それこそトラウマ反応とは何なのかといったこと、解離症状から、あるいはフラッシュバックを受けるときの誘発刺激は何かというようなことを1日24時間きっちり見ていく、そういう目が必要です。

それができる場を考えたときに、児童相談所には心理職がおられて、しかもドクターもおられてということで、アセスメントに通じた複数の専門職がおられるわけですね。そこにソーシャルワーカーがいる。こちら辺がイギリスとかアメリカのCPSに行くとソーシャルワーカーしかおられなくて、そこの支援チームは心理職等のアセスメントやケア等は外出しになっています。日本の場合は心理職が中にいて、しかも一時保護所が近くにあって、複眼的に多職種で子どもを見立てることができるというのはすごいメリットです。これは手放したくない重要な機能と思っています。

そういうきちんとしたアセスメントを必要としない場合は、いろいろな保護があってもちろんいいと思いますし、通常の里親さんを利用してもと思うのですけれども、殊のほか、特に緊急保護されるということはよほどの事態ということなので、よほどの事態の影響を分析するという、その専門家の目は必要なのだと思うのです。

今、施設に委託という、小さな子の場合は乳児院で、そこにもやはり専門職がいるわけです。今、養護施設も乳児院もそういったアセスメントの機能を上げなければいけないということで心理職も入って専門性を高めています。そういうことはものすごく必要で、その機能は活用していくべきなのだろうと思います。

保護時のアセスメントは極めて重要な機能なので、そこが充実できる環境とスタッフとはどういうものか。閉鎖か開放かということ、何となく開放のほうがいいよねみたいな形になりがちなのだけれども、そうではなくて本当の意味での保護的環境とはどういうものか、そこできちんとアセスメントできる環境とは何なのか、について十分に議論すべきと思います。

もう一つは、本来やるべきだけれども、できていないのではないかと。これも実態調査をしてほしいのですが、このガイド案の最後のほうに、行動観察して生育歴や家族の状況をあわせて総合的なアセスメントをする。初めと最後の方には、アセスメントの情報会議



と書いてありましたね。情報会議を踏まえての援助方針会議と。この流れはすごく大事で、例えば乳児院に一時保護委託したときに、こういった会議を持たれてちゃんと援助方針会議ができているところはどのぐらいあるのかなと思ったりもするのです。つまり、乳児院のきちんとケアしている、観察している職員と児童相談所が合同して会議をする。ただ情報を一方的に伝えても十分なアセスメントにはなりません。やはり合同でカンファするというのがすごく大事なことで、イギリスは里親さんで保護しているのが基本になっているのですが、このアセスメントというのに大きな課題が生じたのです。その後、保護した後に必ずアセスメントを48日以内にする、そこではかかわった人たちがみんな集まって会議しなさいという形になってきた。こうしたアセスメント会議が基本として設定されるべきだろうと思います。

これは先々の話だし、検討していくという範疇に入ってくると思うのだけれども、そこに本人を入れるとか保護者を入れるという、ファミリーケースカンファレンスなどにつながっていく話です。アセスメントを踏まえた方針を見出すために、みんなそれぞれに見ていたものを合わせて複眼的に検討しましょうということです。

ちなみに、虐待の子どもの行動観察を幾ら丁寧にしても、1人の人間だとかなり偏るのです。ある人との関係性だけで見ている関係と、ほかの立場の人間がかかわるところであられる姿というのは相当違って、そこを総合させることはすごく大事なので、そういった意味でも、それができる体制、機能ということとあわせて一時保護所の環境は考えていくべきだろうなと思います。

私は、児童相談所に一時保護機能を、その環境は本当によくしなければいけないのだけれども、そこにあるということは基本的には大事なことだろうと思っています。

○山縣座長 ありがとうございます。

一言言わせてください。私もいろいろな人たちの意見を聞いたときに、閉鎖的と開放的、特に閉鎖的がいろいろな使われ方をされていて、今あるガイドラインの中でも、ガイドラインだけを読むと、指導として個室等を使うようなものを閉鎖的空間というイメージで捉えているのですね。生活として個室を与えられるようなところもあって、これは別に開放的なものだけれども、何が言いたいかというと、一時保護所そのものを閉鎖的空間として議論しておられる方々と、その特定のスペースという手法を閉鎖的と捉えている意見がきつと重なっているような気がして、そこはちょっと整理したほうがいい。一時保護所そのものの閉鎖性はどう開放していくのかと、その中であえてそこを使う場合に、きっと条件つきでとか、鍵をしてはいけませんとか、そういうことが書いてあるわけですね。そこで閉鎖的が二重に使われている意見があるなと思っています。

もう一点は、ちょっと時間を5分でも10分でも御意見いただきたいところなのですが、増沢構成員が言われた部分で、今、一時保護所でのことをイメージしてかなり議論されていますけれども、委託せざるを得ないというか、委託が大前提になっている乳児さんと、このガイドラインでは幼児まで一時保護所でないほうがいいのかという書きぶり

になっているので、一時におけるアセスメントのあり方。情報の共有の話がありますけれども、そのところの御意見も後でいただけたらと思います。

では、奥山構成員。

○奥山構成員 先ほどの閉鎖的、開放的という言葉がいいのかどうかと、確かに言葉が色々に取れると思うのですが、基本的にビジョンの中で考えていたのは、子どもの側からしての権利制限があるかないかというところで分けたということになっているので、一時保護所そのものが閉鎖的で権利を制限している可能性もあるかもしれないし、中で分かれている可能性もあるかもしれない。

○山縣座長 その二重で使われていますよということと言いたかった。それぞれ同じ言葉で出ていますということで、そのとおりだと思います。

では、田崎構成員。

○田崎構成員 まず、一時保護所をなるべく開放的にということなのですが、あとは閉鎖処遇を最長で何日というのをきちんと決めるというお話なのですが、私が気になるのは、例えば性的虐待とかかなりひどい身体的虐待でPTSD症状を持っている子などが入ってきていると、たとえ鍵のかかった保護所にも、また保護者がここに来るのではないかと、ものすごく怖がって、あとはどうしても会うのが怖い、面会も怖いと言っている子とかもいて、その子たちに関しては、やはり数日の閉鎖的な空間、つまり入り口には鍵がかかっていて保護者が入ってこられないという意味ですが、そういうところは数日では足りないかなと思うのです。そこを最長何日と書いてしまうと、その何日に引っ張られて、子どもがどんなに怖がっていくように、PTSD症状があろうが、ここに最長何日と書いてあるではないかという議論になってしまわないかというところが心配です。

でも、確かに今の一時保護所はものすごく通告が増えて、保護が増えて、ワーカーが足りなくて、アセスメントの期間が延びて、保護期間が延びているということは思っていて、もっと短い期間でアセスメントをして、例えば再統合ができるのかできないのかとか、もっと早く親と面会できるのと思うことは多々あります。なので、鍵のかかる場所である必要のない子は、なるべく鍵のかからないところで、学校も外に通えてということはいいことだと思います。忙しいということで期間がいたずらに長くなるというのは絶対によくはないことだけれども、現実的に今、起きていることなのです。その部分をきちんとなるべく早く開放的なところに移すことはいいことなのですが、それがあまり、最長で何日とここに書いてしまうのは、本当に重い子どもたちで、保護された空間が必要な子どもたちにとっては、ちょっと心配かなと。こういう議論を聞いていない人たちがガイドラインだけ読んだときに、日付とかそういうところに引っ張られないかなというところが心配です。

それから、一時保護所の職員の研修とかを本当にきちんとやらないと、子どもの権利擁護のことをしっかり研修しないとなかなか伝わらないのではないかとということと、この間、山田先生からのメールが皆さんに来ていたと思うのですが、児童福祉法改正で児童

福祉司がすごくふえて、本当に心理司が児童福祉司の何分の1みたいな感じになって、今、うちの児相でも、心理司ができていることは、発達検査をして、幾つか検査をして終わりみたいな、二度と子どもに会えていないと言うとうそですけども、前に比べて一人の子供に対して治療的にできることがすごく減っているんで、児童福祉司を増やしたら、例えばその2分の1とかの数の心理司がいるというふうに、これは法律で定めないと、どんどん法律で定められたところの人数だけふえて、心理司は本当に何もできない。本当はもっとやってあげたいのにとっているというのが現状です。

それから、一時保護所の一保心理司という人たちもいるのですけれども、その人たちも結構嘱託で雇われていたり、非常に安い賃金で雇われている人が結構多いのです。すごく一時保護所の子どもたちのことを考えて、ものすごく力があるのに、安い賃金で頑張っているという人もいれば、どんどん人がやめてしまって、すごく大変な子の治療をしなければいけないのに、経験がない人たちがどんどんかわってしまうというところもあつたりするので、一時保護所心理司の待遇をもっとよくなければいけない。なので、もっと予算を図り、きちんと人をつければいけないと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、山田構成員、その後相澤構成員。

○山田構成員 まず、増沢構成員と田崎構成員もおっしゃっていましたが、児童心理司のことを書いた資料がまた抜けているので、多分バージョンアップしたほうではなくて古いほうが出てしまったのだらうと思います。児童心理司を増やしてほしいというのは、私の意見というよりは、ある児童相談所長さんからの意見でした。法律上は、児童福祉司2人につき1人という書き方はあるのですけれども、児童福祉法施行令の児童福祉司みたいに何万人につき1人というような記載はないので、できれば施行令のほうに児童心理司の配置基準も入れてほしいと、親しくしている児童相談所長さんからこの委員会で言ってくれと言われたので、資料に書いたつもりでしたが、どこかに入っていますか。

○結城課長補佐 72ページの下段かと思います。

○山田構成員 入っていれば結構です。①-1の72ページに入っているそうです。すみません。私が見落としました。

もう一点、閉鎖的空間が最長何日というのを、原則最長何日にしておいて、もちろん解離症状とか、そうではなくても保護者が来るかもしれないことを恐れている子どもに対して閉鎖的空間処遇を延長できるというのは当然のことで、ガイドラインの素案にも、現実として入っていますので、そこは入れておけばいいことであって、原則最長何日というのを書かないと、何日以上をもって「延ばす」と判断するのができないのではないかとというのが先ほどの意見です。

○山縣座長 では、奥山構成員。

○奥山構成員 基本的に先ほど言ったように、閉鎖空間か開放空間かというのは子どもの

権利制限をするかしないかなので、子どもが自分の意図で部屋につっかえ棒をして、自分の部屋に誰も入らないようにする、それは子どもの意図なので全然構わないのではないかと思うのです。それを閉鎖的と呼ぶ必要もないだろうと。つまり、子どもの権利制限になってはいないだろうと思うのです。権利制限になっているかどうかというところの判断です。

権利条約37条の自由が束縛されるという、そのところでどう抵触するかということでも考えるべきなのではないか。だから、もし言葉が気になるのなら、子どもの権利制限処遇とか。処遇という言葉も問題ですね。ただ、そのような言葉にしたほうがわかりやすいのかもしれないですね。

○山縣座長 では、相澤構成員。

○相澤構成員 皆さんの議論をいろいろ聞いていて、これはまとめるのが大変だなと。実際に課題と将来像のときには施設の運営指針とか里親の養育指針をつくったわけです。そのときには総論と各論を分けて、総論のところには目的、基本理念と原理、その中に社会的養護の基盤づくりも入れたのです。そこでどういう課題があるのかについても書いたし、施設の役割と理念とか対象児童、養育支援のあり方の基本とか、施設の将来像についても入っているわけです。そこに一時保護所の将来像みたいなものを入れて施設の運営指針と同じように作成したらどうかと。総論として理念的なものをきちんと書いて、その後、指針では各論で、重要な養育の基本とか家族への支援、自立支援計画とか記録、そういうものが書かれているわけですので、同時に重要な内容を書いていくのが良いのではないのでしょうか。

2万字から2万5,000字ぐらいで書きましようということで、そのときは書いたわけですが、ガイドラインなので、私はそのぐらいの分量でまとめるのが良いと思います。今いろいろな議論になっている細かいところは、実はその後にハンドブックを各種別でつくっているわけですね。解説書みたいな感じで。こういう場合にはこういうことに留意しなければいけないというような内容については、それぞれ一時保護所の規模とかいろいろなことも踏まえて、ハンドブックをつくって対応したら良いと思います。こちらはガイドラインなので、ここでは基本的なものをつくっておいて、細かいことについてはハンドブックで対応したらいかがでしょうか。例えばこういう場で議論するよりも、先ほど言ったように専門家が集まっていないとか、そういう御指摘がありますので、専門家というか実際にやっている実務家も含めて議論しハンドブックをつくっていったほうが実際的にはいいのではないかと議論を聞きながら思ったということです。

以上です。

○山縣座長 サポートありがとうございます。

では、影山構成員。

○影山構成員 ちょっと話を戻してしまうかもしれませんが、最長期間の部分ですけれども、やはり私は最長期間を具体的に記述するのはかなり難しいだろうと思っています。という

のは、保護者の方が子どもを返せということで押しかけてくることも当然あるし、子ども自身が保護に納得しても日々の生活の中で気持ちが揺れ動くということが常にあるのです。そこにどのように寄り添いながら子供の安全・安心を確保していくかというところを最大限考えなければいけないので、最長期間というのが逆にひとり歩きしてしまっていて、そこで返さなければいけない、開放的環境に移さなくてはいけないみたいなことになって、何か最悪の事態が起きることは避けなければいけないと思っています。

もう一つは、心理のお話がある中で、児童心理司の役割と保護所の心理職の役割、ここは若干違っているのだろうと考えています。ケアの部分で後段かなり細かく書いていただいているのですが、この部分についても、実際に保護所の心理職が担わなければいけない部分、あるいは児童心理司として担わなければいけない部分、一時保護中だけでは担えない内容などいろいろ混在しているというところがあるので、まずは保護所に心理職が本当に必要なのだということをきちんと定義した上で、このような仕事があるのだよということを明記していただく。多分、各自治体の努力で心理職を保護所に置いているのが現状だと思うので、そこについては必要性もきちんとここで書いていく必要があるだろうと思っています。

○山縣座長 今の期間のところに関して、少し口を挟ませてください。10年前ぐらい、児童福祉法改正で一時保護そのものの原則期間を2カ月と定め、児童福祉審議会等で適切性を判断するという形をとりました。審議の結果、原則が外れる場合も時々あるとされています。実態としては、地域差はあるにしても、本日のデータにもあるように、1カ月ぐらいでやっているということ考えたときに、ここでも同じような考え方ができるのではないかと。がちがちで言うておられる方はそんなにいないのだろうと思うのです。子どもの意向とか状況確認なしに、その期間がずるずると延びていくことについての懸念を示されているということなので、一旦仕切ってみる。振り返る期間を設定することが現実的に可能かどうか、また事務局に現場の実態を聞いていただいて、そこに審議会までを持ち込むのか、児童相談所の内部会議で可能なのか、その辺も検討いただけたらと思います。

閉鎖的空間という言葉については、いろいろな意味合いが出てくるので、少し用語を整理したほうがいいかもしれないです。一時保護所そのものの閉鎖性を語る場合と、特定のケアについての閉鎖空間を利用する場合。そういう意味合いの違いを出したほうがいいかもしれないということを今までの段階で思いました。

では、山田構成員。

○山田構成員 今のおまとめ、ありがとうございます。

相澤構成員からあまり細かいことはハンドブックにしろと言われたのですが、2点だけ、もしかしたらすごく細かいところに入るのかもしれないのですが、一時保護をしない選択肢をもうちょっと書けないかと思うのです。子どもの権利擁護センターを開く前から司法面接を私たちの団体ではやってきていますし、子どもの権利擁護センター開設後もやってきて、50人ぐらいの子どもたちの司法面接をやった経験で、開示する子としない

子で、私たちの施設は割と成績がよくて85%ぐらいの子どもたちから開示を得ているのですけれども、15%の子どもはここで動かない。何もしゃべってくれないのです。

その要因をいろいろ我々で議論していたのですが、一つには、やはり「加害者を守りたい」、「加害者をかばう」ということを決めてきている子は、どうやってブロックを外そうとしても話してくれないという問題があって、もう一つは、自分が話したことによってネガティブな経験をしている子なのですね。特に加害者からおどされて、「これを誰かに話したら家族がばらばらになる」とか、「児童相談所に連れていかれるのだ」とか、そういうことを言われていた子どもが、開示したら脅されていたことが実現してしまうという経験をしている子どもは本当に話すことに抵抗します。

そういったときに、全てのケースが適応になるとは思わないのですけれども、例えば私たちのところに相談が入るケースで、DVでお母さんが子どもを連れて逃げて、加害者がいなくなったところで子どもがお母さんに性虐待を開示するという形で発覚してくる子とかが多いのです。そういうことを裏返して考えると、やはり加害者と分かれなくなかなか話ができないけれども、非加害親とはくっついていたいという子どもが性虐待、特に幼い子どもは多いわけです。そういう子どもが今、性虐待が疑われると調査保護の名のもとにみんな保護されています。そうしたら、「私がしゃべってしまったらママにもう二度と会えないのではないか」と思って全然しゃべらなくなってしまう子どもがかなりいるのです。

性虐待の場合、「子どもの被害にさえ気づいていれば、もっと何かできたのに」と思っている非加害親たちはかなりいて、そういう親からなぜ引き離さなければいけないのかというのは常々疑問に感じます。ですので、加害者を出す方法というのをもうちょっと考えられないかというご提案です。

去年、アメリカに視察に行ったときにどうやって加害者を出しているのかと聞いてみたところ、これは家庭裁判所、少年裁判所が関与しているというシステムの違いがあるので、日本ですぐに導入できるかどうかは別ですけれども、例えば性虐待通告があったら、CPSが少年裁判所に行って、法的監護権だけをCPS、児童相談所がとる。身上監護権については許可をもらっておく。CPSが法的監護権を得て、身上監護権を行使する権利だけは持った状態で非加害親のところに行って、「私たちは通告に基づいて法的監護権を持っている。だけれども、あなたがちゃんと加害者を家から出して子どもを守るのであれば、身上監護権はあなたのもとに置いておきますよ」といって、非加害親に子どもを守らせるという手法をとるのです。簡単に言えば、例えば加害親に実家に帰ってもらうとか、アパートに住んでもらうとか、そういうことを行って家から出すのです。それだったら、日本の現状でも法律上、別に抵触はしないのではないかと思います。そのあたりで何か書き込むことは無理なのではないかというのが1点です。

それから、一時保護で子どもの権利侵害が起こっているときに、「訴えていいよ」と言っても、入所したときに口だけで説明しても、なかなかそれを履行することのできる子どもはいないので、せめて保護所内には、「こういうところに申し立てられるよ」と掲示するよ

うにしてはいかがでしょう。意見箱を置くというのは入っているのですけれども、意見箱に書いて出せる子がいるのだろうかと思うので、もうちょっと具体的な、例えば、私の思いつきで書いたものでも、法務省は「子どもの人権SOSミニレター」というものを持っていて、それを子どもたちに配布しているのです。そういうものを例えば、一時保護所入所時にすべての子どもに渡して、「こういうのを書いていいよ」とか、もうちょっと具体的な手だてで権利侵害をキャッチするメカニズムを入れ込んだほうがいいのではないかと思います。

○山縣座長 ごめんなさい。もう幾つかの案件があって、あと2人か多くて3人ぐらいの意見にさせていただきます。

1人だけしゃべっておられない方がいるので、とりあえず優先権、しゃべるかどうかは本人の自由ですけれども、その後奥山構成員も今手を挙げられたので。

○西澤座長代理 私もここに来て混乱していて、この前、来ていないものだから、こんなにばらばらだったのだというのを改めて知ったときに、私は意見を出しているのですけれども、これは全く極楽とんぼが書いたものだなということになります。

ただ、現状を踏まえてというのはすごく言うのだけれども、現状の何を踏まえるのかがいまいちわかりません。例えばグループ、集団でそれこそ処遇をしていらっしゃる。処遇という言葉がまずいのは、多分、福祉の領域では最初に刑務所で使っていた監獄法で出てきた言葉なので、処遇というのは抵抗があるのですけれども、処遇しているところで体罰も実際にある。子どもが一時保護されるときに、一時保護は仕方がないけれども、××保護所だけは絶対に嫌みみたいな、そういうようなことを言うことが現実としてある。

一方で、例えば、私がかかわっている某児童相談所の一時保護所などは、3歳の子どもに布団の上げおろしをさせている。理由を聞くとケアワーカーは、だって、この子がおうちで役に立つということになると、お母さんも体罰しないものというふうに答えるというのが現実としてあるわけです。もちろん頑張っている一時保護所もあるのだけれども、どこの現実に我々は立脚するのだろうか。

例えば山本さんは、エビデンスがないということを行っているだけだということなのだけれども、では、そのエビデンスというのは何に関するエビデンスを我々は必要としているのかというあたりが皆目わからなくなってしまうのです。だとしたら、やはり私たちは現実に立脚をしつつも、現実の問題をどう解決していくかというところでガイドラインを出していく必要があるのだろうと思うし、そのときに一定の基準は必要なのだろうと思うのです。

なので、ここでそれをはっきりと。昔、施設の業界がむちゃくちゃだったころに、国は何も示さなかったけれども、地域の中の施設たちがみんな集まってケア基準をつくるみたいなことが一部の地域で行われて、それは結構評価された活動だったのです。そのようなケア基準みたなものを、今、どうしても譲れない線はここなのだということを明確に出しておく必要があるのではないだろうかと思っています。

そんな感じかな。だから、本当に私の中でも混乱してしまって、それと、都道府県推進計画、もういいのではないですか。今まで放っておいてきたのだから。1945年に一時保護所をつくって以来、何もしていなかったのを、慌ててばたばたとあと1カ月で何とかしましようというのが土台無理なのではないかと思うのです。だから、それとは別立てでやっていくし、今までやらなかった分を多少時間がかかってでも整備していく。最終的に一時保護が子どもにとってプラスになっていない事例をすごくたくさん見ている。言っておきますけれども、私はいろいろなところで一時保護は関与していますので、しかも、自分の仕事のスタートが就職したときに一時保護所だったのです。当時、30年以上前ですけれども、一時保護はある程度はわかっているつもりだし、ここで言うのも何ですが、私自身、一時保護をされたことがある当事者なのです。

それを含めて、割と身にしみて感じているので、一時保護所はとても大事なのです。それを大人目線で、私物はあかんとか、先ほどの話もGPSが入っていると。それはさわってチェックすればいいわけです。それによって全て私物がだめというのはやはりおかしい議論になってくると思うし、子どもたちが一時保護されてよかったと思えるような一時保護所でないと、たとえ非行の子であっても、被害者感情に留意してというようなことは私たちプロとしてはあってはならないことだと思うのです。だから、そういうことを含めて、きちんと基準を立てましょうよということを提案するしかないかなと。

それと、この文言の中にどうしても気になるのは、一番こだわっているのは「課題」ということが時々出てくるのです。皆さん「課題」の使い方を間違っているのです。例えば、奥山は時々爆弾発言をする問題がある。なので、奥山先生にちゃんと根回しをどうするかが課題だ。課題というのは解決法なのです。解決法ではないものを子どもの課題とか、親の課題とか、課題の乱発が行政文書の中ですごく多いので、この中にも、そんなに多くなかったですけれども、課題という言葉が間違っていて使われているなど。今の例文はちょっとよくない例文でしたが、さっきの様子を見ていて、これは使えるなどか思ったので。すみません。

しゃべり出すととまらないようになるので、ここでとめます。

○山縣座長 最後の言葉はずっとこだわっておられるので、「課題」か「問題」か。

では、奥山構成員と相澤構成員と影山構成員、お三方でできるだけ端的にお願いします。

○奥山構成員 先ほど乳幼児さんの話が出たと思うのですが、乳幼児さんのアセスメントも本当はすごく重要で、今は乳児院にほとんどお任せ状態なのではないかと思います。乳児院の方が一生懸命やってくださっている。だから、児童相談所の方は乳児のアセスメントがあまりよくわかっていないと思います。

基本的にビジョンをつくったときには、子どもの側から見るということを最も重要視した形でつくったわけです。子どもという視点から考えました。それゆえにビジョンでは、権利の保障ということを中心とした一時保護のあり方、それから、子どもにとって一時保護がどういう場かというのを考えたら、よほどケアを厚くしなければいけないという意味



での一時保護のあり方です。それと一時保護でのケアとアセスメントをきちんとしようと言ったのは、子ども目線で考えようということなのです。だから、子ども目線としてケアのあり方はこうあるべき、アセスメントはこうなされるべきということと、子どもの権利に立脚した一時保護とは何ぞやという原則をきちんと書いて出すことが、まずガイドラインとしては必要だと考えます。それがいろいろなところでやり方が少しずつ違っても、本当に原則が守られているのであれば、それでもいいかもしれない。だから、その原則をまずきちんと書くということが重要だと思います。

それにしても素案ではアセスメントのところはかなり手薄です。乳幼児も含めて、やはりアセスメントのあり方をしっかりとしていく必要があります。ただ、これを1カ月では多分無理です。だとしたら、いずれそれをきちんと書かなければいけないというところまでをちゃんと出していくことが必要なのではないかと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、相澤構成員。

○相澤構成員 先ほど施設の指針の話をしましたけれども、指針の各論の内容というのは大体、第三者評価基準のAの項目、目指すべき方向というものが書かれているわけです。内容の良し悪しは別として、当時はそのように、先ほど基準ということをおっしゃったけれども、目指すべき方向の内容がそこには書かれている。私はそのレベルでガイドラインというのは出して行って、いろいろアセスメントの細かいもの、先ほど増沢先生が言ったような内容についてはハンドブックできちんと解説していくべきではないかと。

これから一時保護所の第三者評価についても検討していくことを考えたときには、そういう基準というのはきちんと考えていかなければいけないので、その辺で調整するのがいいのかなと個人的には思っています。

以上です。

○山縣座長 では、影山構成員。最後にします。

○影山構成員 いろいろアセスメントの話も出されているのですけれども、児童相談所のアセスメントが弱いかきちんとできていないと、何をもって話をされているのか。そのところが多分それぞれの先生方のかかわったケースでたまたまそういったケースがあったのかもしれませんが、それで全ての児童相談所あるいは一時保護所での状態が把握できることではないだろうと考えます。そういう意味では、きちんと全国の児童相談所の実態。実態といっても別に形式的な実態だけではなくて、ソフトも含めたところで実際にどういうことが行われて、今、どういうところにいろいろな課題も含めてあるのかということ、をきちんと把握した上で次のガイドラインに進まない、たまたまここはよくなかったということが、全体化しているような気がして、そのところはもうちょっと考える必要があるだろうと考えております。

○山縣座長 ありがとうございます。

たくさんの御意見をありがとうございます。相澤構成員から言っていた部分が比

較的、今までの皆さん方の意見をある程度尊重しながらも、具体的に反映できる部分ではないかと感じています。現在の見出しで言うと、「Ⅰ ガイドラインの目的」と「Ⅱ 一時保護の目的と性格」の1～4、この辺が総論にかなり近い話であって、それから各論というか手続論のようなものになっている。

後ろにある「委託一時保護の考え方」も、ひょっとしたら、総論の「一時保護の在り方」のほうに入れたほうがいいかもしれません。委託一時保護をどう使うかというところに入れたほうがいいかもしれませんが、少し事務局と皆さん方の意見をベースに相談させていただいて、次回の開始までに事前にお届けできるようにと考えています。

本日の案内を見ていただきますと、(1)の中にもう二つ中ポツがありまして、児童相談所運営指針の見直しと、先ほどから少し話題になっている推進計画の見直しというのがあります。その資料もいただいておりますので、事務局から説明等をお願いします。

○結城課長補佐 では、資料2、3についてまとめて説明いたします。

まず、資料2ですけれども、新しい社会的養育ビジョンの実現に向けた工程において、代替養育中の児童相談所が作成する永続的解決に向けたソーシャルワーク上のプラン、里親や施設が中心となって作成する養育プランに関して、児童相談所運営指針に明示し、里親及び施設に周知する。それから、永続的解決に向けたソーシャルワークのあり方を児童相談所運営指針に明示というふうにされています。これを踏まえまして、児童相談所の運営指針の見直しを行うものでございます。

この資料の見方ですが、指針における具体的な記載内容と記載場所について、左側の欄に記載しておりまして、これに対応するビジョンの該当箇所を右側の点線の枠内に記載しております。

具体的な記載内容としては大きく3つございます。1つ目が、児童相談所が相談援助活動を行うに当たり、まずは家庭復帰に向けた努力を最大限に行い、困難な場合には親族・知人による養育、さらには特別養子縁組を検討し、これらが子どもにとって適当でないと判断された場合には、里親等への委託や児童福祉施設等への措置を検討すること。

2つ目が、里親等への委託や児童福祉施設等への措置をする際には、児童相談所が作成する援助指針に親子関係再構築支援に関する内容、家庭復帰プランを盛り込むこととし、援助指針は一定の期間を置いて見直しを行うこと。

3点目が、里親や児童福祉施設等が責任を持って策定、実行する自立支援計画には、子どもの発達や心理的状況に応じて、子どもの傷つきからの回復を図る内容、養育プランを盛り込むものとし、児童相談所と協力の上、一定の期間ごとに見直しを行うということを記載してございます。

続いて、資料3でございますが、これは先ほどの話でも出ましたが、都道府県推進計画の見直しでございます。

ビジョンの実現に向けた工程では、各都道府県にある中核市・特別区が児童相談所を設置できるような支援方法、全ての児童相談所への弁護士の配置、都道府県等において一時

保護ガイドラインに基づき既存の一時保護所の見直しなど一時保護の適正化、こういったことに関する計画を立てるとされてございます。

これを踏まえまして、中核市・特別区の児相設置支援に関する事項としまして、この資料に書いてあるような都道府県内の中核市・特別区の実態把握の実施時期・方法であったり、都道府県と市区合同の協議体の設置などの児童相談所設置に向けた具体的な協議の進め方。

都道府県（児童相談所）における人材確保・育成に関する事項として、児童相談所における弁護士の配置・時期、都道府県等（児童相談所）職員向けの研修の実施方法・時期。

一時保護の適正化に関する事項として、ガイドラインを踏まえた既存の一時保護所の見直し項目及び見直し時期、一時保護専用施設や一時保護委託が可能な里親等の確保策と見込みなどについて記載してはどうかと考えております。

簡単ですが、以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

以上、2点について御意見を伺えたらと思います。

では、お二方、順番に。

○奥山構成員 児童相談所運営指針の見直しというところに関して、全体ではなくて、ここだけを見直すということなのですか。たしかメジャーチェンジをするはずだったと思いますし、ここだけ見ても、何とか診断、何とか診断とあるのですが、診断とは普通、1行診断名をつけることを診断と言うので、どちらかというとは本当はフォーミュレーション、「見立て」のほうが重要なので、そういう言葉の使い方が問題です。前からずっと言っているのですけれども、「援助指針」という言葉が出てきますが、指針とはガイドラインのことですね。それを一人一人に援助指針というガイドラインをつくるのかという、とんでもない言葉が運営指針の中に使われているのです。

言葉だけではなくて、こういう言い方は、先ほど言ったように、子どもの権利から考えたらおかしいというところも多々あるわけです。児童相談所の運営指針の見直しをこんなふうに簡単にはできないのではないかと考えます。全体を見直さなければいけないと思いますし、先ほども言いましたように通知に関しても、運営指針の中で、この通知を見ろと書いてあるのですけれども、その通知が本当に子どもの権利保障になっているのかということもきちんと見直していかなければいけないと思います。これは相当大変なことだと思いますけれども、これだけ法律が改正された、それをバックに今やらなければいつやるのという話になるのではないかと思うので、もう少し全体的な見直しとしてきちんとやるということをしなればいけないだろうと思います。

○山縣座長 では、影山構成員。

○影山構成員 私は、2枚目の都道府県推進計画の見直し事項について2点ほど意見を述べさせていただきます。

まず、中核市・特別区の児童相談所設置でございますけれども、これは改正法の中で設

置ることができるということで、設置を希望する自治体が主体性を持って取り組むことが大前提であろう。現実的に東京都について言えば、八王子市が中核市であり、あとは23区というような24カ所を抱えているということで、他の都道府県とは異なる状況にある。また、特別区については、人口が6～90万人ということで、財政事情、社会的資源といったことも含めて各区の状況はかなり異なっております。

そういった中で、児童相談所の設置については、希望する自治体が個々の考えや計画に基づき丁寧に対応すべきであり、子どもの最善の利益を確保する観点に立ったところ、やはり全国一律ではなく地域の実情に配慮した計画を立てていくことが必要だろうということで、あえてここにこういう形で書かれるのはちょっと違うのではないかとということが1点でございます。

それから、真ん中の部分で、児童相談所における弁護士の配置時期と明記されてございます。これについては、弁護士の配置またはそれに準ずる措置ということで、現実的には契約弁護士についてもかなり機能している自治体もあると聞いておりますので、必ず弁護士を配置ということになると、常勤あるいは非常勤ということになるのだと思いますけれども、そういったことを前提にここに書くのはいかがなものかということで、ここについては入れないほうがいいたらうと考えております。

○山縣座長 先ほどの奥山構成員に関する部分ですか。

○宮腰虐待防止対策推進室長 今の影山構成員に対してです。

○山縣座長 わかりました。

○宮腰虐待防止対策推進室長 1つ、都道府県の状況を踏まえてこうした計画を書くべきだという御意見なのですけれども、まさに中核市・特別区の児童相談所設置支援のところについて申し上げますと、各都道府県でこうした状況を把握していただいて、どのように支援をしていくかというのを考えていただくということを書いていただきたいという趣旨ですので、東京都であれば、多分東京都の状況に応じた形で、各市区に対してどのような希望を持っておられるのか、あるいはどのようなスケジュール感を持っておられるのかというのを把握していただいて、都道府県が支援をしていく。実際に御希望があれば当然、都道府県が支援をしなければ児相の設置は実現できませんので、そういったものを踏まえて、そういう計画を立てていただきたいという趣旨でございます。

なので、国のほうで、例えば何年に何市がやるとかいうことを具体的に書いてくれということをお願いしているわけではないという、その趣旨だけは御説明をさせていただければと思います。

○影山構成員 そうしますと、あくまでこれは特別区・中核市が主体的に自分たちでここはやりたいのだということで手を挙げてきたところに対する支援だろうと理解をしているのですけれども、そのところはいかがでしょうか。

○宮腰虐待防止対策推進室長 例えば実際の人遣いとかそういった支援は、当然御希望があるところとやっていただくことになるかと思いますが、その前提としてきちんと

どこのところがどういう御希望をされているのかということについては、都道府県のほうで実態把握をしていただいて、そのニーズですとか、そういうものに応じた支援について御相談していただいて、スケジュールを立てていただきたいという趣旨でございます。

○山縣座長 先ほどの奥山構成員の最初の質問に関して、今、事務局のイメージは。

○宮腰虐待防止対策推進室長 今、お示しをしているとおりでして、今回、一時保護所のガイドラインもございましたので、児童相談所の運営指針全体の見直しという話は以前からいただいておりますが、直ちに対応することは難しいということで、まずはビジョンに書いてある内容の中で盛り込まなければならない事項については早く盛り込むべきであろうということで、今回この見直しの案を提示させていただきました。

○山縣座長 はい。

○奥山構成員 そうすると、全体の見直しはいつするのかということと、もう一つは、先ほどの特別区・中核市の件に関しては、そのように置けることになったのと同時に、5年後にそれができるように国が支援するというのが附則に書かれているので、その両方が背景になっていると思っているということ意見を言わせていただきます。

○山縣座長 前半のほうはいかがですか。大幅な見直しが想定されているとするならば、いつごろなのかという趣旨だと思います。

○宮腰虐待防止対策推進室長 申しわけありません。現時点でいつということを申し上げられる状態にはございません。

○奥山構成員 実際、前回の運営指針の見直しで、私は運営指針を全部読んで、ものすごく大変で、ものすごく不備があるし、言葉遣いも問題が多いので、非常に気になっていきます。これをそんなに放っておいていいものではないだろうと思います。たしか今年度いっぱいにと伺っていたしましたので、どうするのかというのを明確にさせていただきたいと思っております。

○山縣座長 どうぞ。

○山本内閣官房内閣審議官 運営指針の見直しについては、以前からのマイナーチェンジのときからの議論のやりとりで、メジャーチェンジのことを考えなければいけない、具体的には29年改正法施行について来年4月を目途に準備を進めておりますので、それと一緒にかなという話をさせていただいております。ただ、諸般の事情からいって、いろいろな業務の状況から見て、奥山先生が想定されているようなメジャー改定が本年度末までにできるかどうかはわからない。

今、一番急がなくてははいけないと思っておりますのは、29年改正法の施行が4月に来るわけで、具体的に司法関与の強化をどのような実務でやっていくのかという、そこを盛り込まなければいけない。これは、裁判所実務とも絡むので、法務省、最高裁事務総局ともやりとりしている最中です。彼らは改正された運営指針をもとに職員研修を自前で行っていきます。その時間を考えると、一旦はこの年内に29年改正法に対応するものは整理しなければいけないと思っております。そこにメジャー改定をあわせてやれるかどうかは極めて

難しい。メジャー改定では、「診断」をどうするかという根本的な議論をしていくということであれば、その後になる。忘れていたわけではないということで御理解いただきたいと思います。

○山縣座長 では、その部分について。

○西澤座長代理 そこは了解しましたというか、奥山構成員にかわって了解するわけにはいかないですけれども、それでこうやって運営指針の改正を出すときに、今ある問題をより拡大するようなことがあってはならないという観点から、しようもないことですが、「家庭復帰を見据えた親子関係再構築支援に関する内容（家庭復帰プラン）」という、この家庭復帰プランというのは初めて出てきた言葉かと思うのですが、これを盛り込むこととするという、みんな返さなければいけなくなってしまう。だから、その書きぶりを、アセスメントによって可能と判断された者に関してはとかなですね。大概、今、それこそ先ほど影山さんが言っていた。

○奥山構成員 これは家庭復帰プランをやって、そして返せるかどうかを判断するということのはずです。

○西澤座長代理 そうということなの。普通にこんなのを読んだら読めないよ。

○奥山構成員 本来、ビジョンの中ではそのはずです。

○西澤座長代理 だったら、そのようにちゃんとわかるように書いていただかないと。

今、施設の側から見ていて、来るケース、来るケース、全部1年、2年後には引き取りと、ほとんど判で押したように、多分そういう判こをついているのだと思うのですけれども、そんなのをきちんと、それこそ先ほど影山さんが言った、何で問題だとわかるかという、施設で来たときに全部アセスメントし直しますので、そうしたら児童相談所の支援プランが全然有効でないというのは実地で経験しています。そういうことをやると絶対に返せないケースなのです。だけれども、児福司のほうは、これは返すと決まっていますというような態度で来るので、支援がかみ合わないのです。

前から言っているけれども、アメリカなどはかなり集中的に家族支援をやるのです。6カ月間やって、返せるケースは大体30%なのです。日本はほとんど支援のプログラムがない中で、返せ、返せと言われてもということだし、それによって再虐待がいっぱい起こっている。一時保護のかかなりのパーセンテージは再虐待だというような、これは厚生科研ではなかったですか。子ども家庭総研の研究結果で出ているわけですから、それを踏まえて、あまりそこを強調しないような、あるいは今、奥山先生が言ったように、この書き方が間違いであれば直したほうがいいかなと思います。

それとあわせて、児童福祉司に受講が義務化された研修等の到達目標の添付とあるので、今、研究事業で教科書をつくるプロジェクトが走っていますね。あれは出てきたら位置づけはどうなるのですか。成果物で教科書ができました、では今後、これでいきたいと思いますということになるのですか。わかっていないから、ちょっと不安になって。

○宮腰虐待防止対策推進室長 各県でカリキュラムを元に研修を企画されていますので、

テキストが欲しいという御要望は多いので、それを受けて今、調査研究を実施しているのです。もしそれがそのまま使えるものであれば、当然そのままテキストとして使ってくださいことになり、もし改めてアレンジが必要だということになれば、もう少しアレンジをすることもあり得ると思います。要するに、一から十まで役所で全部テキストをつくらなかなかなか難しいので、そうした研究者の方々の御知見をいただいて、今、案をおつくりいただいているという状態です。

○西澤座長代理 より具体的に聞きたいのですが、これでいけそうだねとか、それは誰が判断するのですか。普通、我々がやってきた厚生科研だったら、報告書でそういうのを出したりするではないですか。でも、それは、そういうことねとって多分どこかに積み上げられておしまいになるだけですね。厚労省の書庫にはそういうものがいっぱい入っていると思うのですが、我々もそれで出してきましたので、今回はちょっと扱いが違うのかなと思って、テキストは標準的テキストを作成するということがだったので、それは成果物がそのまま使えるのか使えないのか、誰かが判断するわけですか。

○宮腰虐待防止対策推進室長 最終的には国のほうで判断をすることになりますけれども、その際に具体的にどのようなプロセスを経るかとか、どのような方にさらに御意見をお伺いするか等については、まだ現時点では決まっていない状態です。いずれにせよ、最終的には国のほうで判断をして出すということになります。

○西澤座長代理 これはちょっと危ういような気がして、そのこのところはどこかではっきりしておかないと、例えばどこかの委員会がそれを検討するとかしておかないと、今の話だってこんなにまとまらないのに、テキストがそういう形でぼんと出てきてしまうと怖いと思ったので、この文言にちょっと引っ張られて聞いているのです。

○山縣座長 恐らく即そのまま100%信じて出すというのはあり得ないだろうと思います。ただ、どこでチェックするかについて不安があるということなので、そこは検討しておいてください。

どうぞ。

○山田構成員 事務局に確認したいのですが、特別養子縁組の利用推進と司法関与の検討会にいた身として、家庭復帰プランのところではやはり若干懸念があって、返せない子どもの行き先について、29年児童福祉法改正の内容を今回の運営指針に盛り込むのだとすれば、そのあたりのことももうちょっと知りたいのですが、今、法務省に検討会が移っていますね。そちらの進捗状況は何か知る方法があるのでしょうか。

○成松家庭福祉課長 家庭福祉課長です。

今、お話があったように、法務省で研究会をしていただいています。数は今、思い出せないのですが、夏から4回、5回ぐらい数を重ねています。一つ一つの論点について御議論を法曹界の方々を含めてやっていただいているという状況です。

民間団体の研究を使っていますので、また、ホームページで議事要旨とか資料が載っておりますので、また後ほど具体的なところをお伝えしたいと思います。

○山縣座長 では、次回にでも、もし現在の論点とかまとまっているところがあれば提出をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

はい。

○影山構成員 都道府県の推移計画の中で、やはり24自治体の設置を抱えている東京としては、これについて実施時期・方法を具体的なスケジュールまで含めて推進計画に盛り込めというのはかなりハードだということは、最後に申し上げておきたいと思います。

○山縣座長 もっともっと意見もあろうかと思いますが、既に予定を15分オーバーしておりますので、特に本日の前半の議論で、事務局には負担をかけますけれども、できるだけ吸収していただいて、早目に修正いただいて、今回と同じように事前に配付していただいて、そこで意見をまた入れ込んでいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○笹川構成員 意見ではなくてお願いなのですが、前半部分のガイドラインに関しまして、たまたま近畿のほうは所長会がありました。その中で依頼するということができ多くの意見が集まりました。その現状把握、何が現状かという議論もありましたが、できましたらワーキンググループの座長もしくは事務局のほうから、全国の児童相談所所長会という組織がありますので、議論が拡散してしまったりまとまるものもまとまらないようになってしまうのですけれども、一時保護ガイドラインについての意見を求めていただきたいなということで、これは要望というか、お願いしたいと思っていますので、ちょっと御検討をお願いいたします。

○山縣座長 期間内で間に合うかどうか、可能性も含めて検討させていただこうと思います。

では、ちょっと延びてしまいましたけれども、これで第9回のワーキングを終わらせていただきます。いろいろな御意見をありがとうございました。

○宮腰虐待防止対策推進室長 次回の日程は、12月になるかと思いますが、改めてお伝えさせていただきます。